

## 選定委員会の審査結果

岐阜市中央青少年会館の設置目的を十分に理解した上で、公正かつ適正で、より効果的・効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の選定について、選定基準に基づき厳正に審査した結果、下記のとおり候補者を選定しました。

なお、候補者は、岐阜市議会の議決を経て指定管理者として決定された後、岐阜市と締結する協定に基づき施設の管理運営を行います。

施設名	岐阜市中央青少年会館
所在地	岐阜市明徳町11番地
指定管理者の候補者	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団 代表者 理事長 後藤 和弘 住所 岐阜市上川手735番地2（岐阜市岐陽体育館内）
指定期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
教育委員会指定管理者選定委員会	委員長 岩田 潤三（一般社団法人岐阜県中小企業診断士協会） 委員 熊田 圭祐（岐阜県弁護士会） 委員 田中 清文（岐阜市青少年育成市民会議） 委員 中村 源次郎（岐阜市体育協会） 委員 野平 英一郎（岐阜市PTA連合会）
申請団体数	1団体（非公募）
選定理由	<p>岐阜市中央青少年会館の指定管理者の候補者の選定にあたっては、岐阜市教育委員会指定管理者選定委員会を設置し、申請者から提出を受けた事業計画書等について、資格審査、選定基準及びその評価項目に基づき書類審査、ヒアリング、プレゼンテーションを実施し、総合的に評価・選考を行った。</p> <p>その結果、下記の理由により、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団を候補者として選定した。</p> <p>なお、選定基準・採点結果、提案された管理経費の額は別表のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●採点の合計点は、候補者798点であった。</li><li>●候補者は、下記の選定基準中の評価項目で高い評価を得た。<ul style="list-style-type: none"><li>○「効果性」中の「利用促進、利用者増の方策」「施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置」</li><li>○「効率性」中の「効率性に対する基本的な考え方」「申請者の提案（施設間連携による経費縮減等）によるもの」</li></ul></li></ul>



【別表】

採点結果（単位：点）

区分	選定基準	評価項目	配点	公益財団法人 岐阜市教育文化 振興事業団
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	25点/人 ×5人= 計125点	99
		平等利用を確保するための体制、モニタリングなど		
		情報公開、広報の方策		
		個人情報保護するための方策		
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	60点/人 ×5人= 計300点	242
		既存事業の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容		
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など		
		利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）		
		利用促進、利用者増の方策		
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど		
		施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置		
その他申請者の提案によるもの				
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	30点/人 ×5人= 計150点	122
		指定管理経費の設定額		
		指定管理経費の妥当性（サービスとコストのバランスなど）		
		収支計画の妥当性		
		管理経費縮減の具体的方策		
その他申請者の提案によるもの				

安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力・人的能力を有していること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	55点/人 ×5人= 計275点	224
		当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務などの実績		
		経営基盤の安定性		
		スタッフ配置の妥当性		
		組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など		
		スタッフ（採用予定者も含む）の管理、監督体制		
		スタッフ（採用予定者も含む）の人材育成の方策		
		リスクへの対応方策（利用者の安全確保策、防止策、非常時の対応マニュアルなど）		
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域の振興、活性化などに貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化などに貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢など）	30点/人 ×5人= 計150点	111
		地元の法人その他の団体の育成（一部業務の再委託先）		
		地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用		
		地元での資材等の調達		
		地元での社会活動等への参加		
		その他申請者の提案によるもの		
合 計			200点/人 ×5人= 計1000点	798

提案された管理経費の額（単位：円）

公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団
70,782,988